

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2018年6月25日 |
| 【会社名】 | 株式会社ツガミ |
| 【英訳名】 | TSUGAMI CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 CEO 西嶋 尚生 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋富沢町12番20号 |
| 【電話番号】 | (03)3808-1711(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表取締役 CFO 高橋 伸明 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋富沢町12番20号 |
| 【電話番号】 | (03)3808-1711(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表取締役 CFO 高橋 伸明 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2018年6月20日開催の当社第115期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に関する変更、単元株式数の変更、その他の変更を行う。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)に西嶋尚生、邊 宰賢、カメスワラン パラスブラマニア
ン、 唐 東雷、高橋伸明、西山 茂、および吉田 均を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役に米山賢司、中川威雄、丸野孝一、および島田邦雄を選任する。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第6号議案 当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、特に有利な条件により株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|------------------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 38,431 | 106 | 24 | (注)1 | 可決(99.7%) |
| 第2号議案 | | | | (注)2 | |
| 西嶋 尚生 | 37,938 | 594 | 26 | | 可決(98.4%) |
| 邊 宰賢 | 37,954 | 579 | 26 | | 可決(98.4%) |
| カメスワラン パラスブラマニアン | 37,972 | 561 | 26 | | 可決(98.5%) |
| 唐 東雷 | 37,971 | 562 | 26 | | 可決(98.5%) |
| 高橋 伸明 | 37,972 | 561 | 26 | | 可決(98.5%) |
| 西山 茂 | 34,939 | 3,596 | 26 | | 可決(90.6%) |
| 吉田 均 | 34,574 | 3,961 | 26 | | 可決(89.7%) |
| 第3号議案 | | | | (注)2 | |
| 米山 賢司 | 37,743 | 792 | 24 | | 可決(97.9%) |
| 中川 威雄 | 38,211 | 325 | 24 | | 可決(99.1%) |
| 丸野 孝一 | 28,885 | 9,654 | 24 | | 可決(74.9%) |
| 島田 邦雄 | 30,382 | 8,157 | 24 | | 可決(78.8%) |
| 第4号議案 | 37,929 | 251 | 380 | (注)2 | 可決(98.4%) |
| 第5号議案 | 38,066 | 117 | 379 | (注)2 | 可決(98.7%) |
| 第6号議案 | 37,048 | 1,487 | 24 | (注)1 | 可決(96.1%) |

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以上